

年をとって  
働けなくな  
ったその時

# 年金

若い時の年金  
制度加入が生  
きてきます

## 私は年金もらえるの？ あらかじめ調べておきましょう

若くて働ける時期に毎月少しずつお金を支払い、年をとって働けなくなったら「年金」をもらう、というのが「年金」の仕組みです。日本の年金制度には、その人がどのような仕事をしているかによって、いくつかの種類があります。自分や配偶者の年金がどのような種類の年金なのかをまず確認する必要があります。

自営業者などの場合は、「国民年金」

会社などにお勤めしている場合には、「厚生年金」

公務員の場合は「共済年金」

として、毎月のお給料から天引きされています。

日本国内に在住するすべての人は、いずれかの年金制度に入る義務があります。

外国人でも年金を払ってきた人はもらう権利があるわけです。

たとえば夫と死別した場合、残された妻は年金をもらえるのでしょうか。夫が国民年金に加入していたが亡くなった場合、もし18歳未満の子がいればその子と妻は遺族基礎年金をもらうことができます。しかし、子が18歳以上だったり、そもそも子がいなければ、遺族年金をもらうことはできません。

一方、夫が会社勤めで厚生年金に加入していた場合には、妻は子がなくとも遺族年金をもらい続けることができます。ただし妻が再婚した場合には年金支給は打ち切られます。

死別ではなく離婚の場合はどうでしょうか。年金分割という言葉を知っていますか。妻が専業主婦で夫に生計を依存していた場合、離婚したら夫がもらう予定だった年金の一部を妻がもらえるというものです。ただし、これも国民年金は対象外で、婚姻期間中に厚生年金に加入していないと使えません。

離婚後2年のうちに手続きをしなければならないのと、離婚した後、今度は自分が年金をきちんと納めていないと受給資格がなくなってしまうので注意が必要です（婚姻中は、夫が厚生年金・共済年金の場合は妻は払う必要がありませんが、離婚したら妻は独自に年金を払わなければなりません）。

なお、分割された年金は、たとえ再婚してももらう権利はなくなりません。

年金は、日本国内に住んでいなくても受け取ることができますが、そのための手続きはかなり面倒なので、日本にいるうちに手続きを済ませておく必要があります。

年金の仕組みは複雑ですし、自分で手続きしないともらえなくなってしまうこともあるので、わからないことがありましたら、一度近くの年金事務所に行って相談してみるとよいでしょう。

年に一度、「ねんきん定期便」という書類が送られてくるので、その書類と年金手帳を持参します。50歳以上の方であれば、いくら年金をもらえるのか、計算してもらえます。

解説 行政書士 藤林美穂

**あなたの身体健康度をチェックしてくれる「人間ドック」って知っていましたか**

「若い私には関係ないでしょう」という方が多い健康診断。思わぬ病があなたを狙っていることもあるのです。自分自身や家族の幸せのために年1回“人間ドック”を受けてはいかがでしょうか。大きな補助が受診者の負担を小さくしてくれていることを知ってください。

**対象**／受診日に30歳以上で、納期日までに保険税・保険料をきちんと払っている方

**費用**／自己負担額 6,595 円（富士見市の場合・検査料 33,495 円のうち 26,900 円を補助します。

補助の金額は、市町によって、多少異なります）

**申し込み**／各地域の役所にある保険年金課で、受診票と問診票をもらい、それぞれの市町で指定している医療機関（病院など）で予約し、受診してください。詳しくは、各市町のホームページで説明されていますので、ぜひ参考にしてください。

**私立幼稚園に通う園児の保護者にうれしいお話です**

私立幼稚園に通う園児の保護者にとって、さまざまな費用は大きな負担になっています。そこで保護者の負担金を軽くするために、補助（私立幼稚園就園奨励費補助金）が実施されます。補助金受給にはさまざまな条件が付けられていますので、みな同じではありません。お近くの役所か、ふじみの国際交流センターにおたずねください。

**資格**／①私立幼稚園に通う、園児の保護者 ②平成25年度中に満3歳に達し、私立幼稚園に新たに入園した園児の保護者 ③平成25年4月2日以降転入し、私立幼稚園に入園した園児の保護者

**申し込み方法**／6月上旬に各幼稚園から配られる調書を、幼稚園に提出し申請してください。

**勉強はお任せください  
「国際子どもクラブ」**

幼児から高校生まで、勉強のお手伝いをしています。ぜひ参加して実力アップを目指してください。

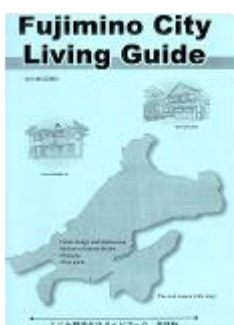
**学習時間**／毎週土曜日

10:00～12:00

**学習場所**／ふじみ野市市民活動支援センター(上福岡駅西口徒歩2分 ココネ奥1階)

**問い合わせ**／ふじみの国際交流センター ☎049-256-4290

**「ふじみ野市生活ガイド」2013年度版が完成！**



「ふじみ野市生活ガイド」は、ふじみ野市にお住まいの外国籍市民にとっての生活便利帳です。日常生活に不便をきたさないよう親切に編集されています。英語版・中国語版・ポルトガル語版・韓国語版・フィリピン語版があります。

ふじみ野市役所で配布していますが、ふじみの国際交流センターでも用意しています。無料です。

**ちょっと、いい話「富士見市役所でパスポート」**

少し先の話ですが、平成25年10月から旅券（パスポート）を、富士見市役所市民課で申請し、受け取ることができるようになります。便利になりますね。

**夏休みは「ふじみ野寺子屋」でも・**

夏休みこそ勉強の遅れをカバーする良い機会です。ふじみ野市では、昨年話題となった「ふじみ野寺子屋」を今年も実施。申し込みは学校で配ってある募集要項を見てください。

**日時**／8月1日（木）、2日（金）、8日（木）、9日（金）、28日（水）、29日（木）、30日（金）の午前中  
**場所**／上福岡公民館、大井中央公民館  
**対象**／ふじみ野市内の小学校に通っている5、6年生。

**問い合わせ**／ふじみ野市学校教育課 ☎049-220-2085

[www.ficec.jp/living/](http://www.ficec.jp/living/)

●情報の詳しい説明は「ふじみの国際交流センター」049-256-4290 へ